

旅館業許可申請の手引き

平成29年3月

沖縄県保健医療部生活衛生課

～ 旅館業許可申請の手引き ～

目 次

1. 旅館業とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 旅館業許可の取得について・・・・・・・・ 2
3. その他制度に基づく手続等について・・・・ 6
4. 営業を開始してから必要なこと・・・・・・・・ 7
5. 構造設備の基準・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
6. 衛生措置の基準・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

1. 旅館業とは

どのようなものに許可が必要か？

- 旅館業法では、旅館業とは、「**宿泊料(※)を受けて人を宿泊させる営業**」と定義されています。また、「**宿泊**」とは「**寝具を使用して施設を利用すること**」とされています。この**旅館業を営営する場合は、旅館業法に基づく営業許可を受けなければならない**こととされています。

※「宿泊料」とは？

宿泊料という名称でなくても、実質的に寝具や部屋の使用料とみなされる、休憩料、寝具賃貸料、寝具等のクリーニング代、光熱水費、室内清掃費などは宿泊料に含まれます。このため、これらの費用を徴収して人を宿泊させる営業を行う場合には、旅館業法に基づく許可が必要です。

- 旅館業の許可は設備や業態によって、**ホテル営業、旅館営業、簡易宿所営業、下宿営業**の4つの種類に分けられます。
- **旅館業法上の許可を得ずに旅館業を行うことは、旅館業法違反にあたります**。旅館業法第10条では、「許可を受けないで旅館業を営営した者は、6月以下の懲役又は3万円以下の罰金に処する」こととされています。

ホテル営業・・・洋式の構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のものをいう。

旅館営業・・・和式の構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のものをいう。

簡易宿所営業・・・宿泊する場所を多数人で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、下宿営業以外のものをいう。

下宿営業・・・施設を設け、1月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業をいう。

2. 旅館業許可の取得について

許可取得までの流れ

- 旅館業法に基づく許可を受けるためには、**営業施設の所在地を管轄する保健所にて申請**（下記参照）が必要です。
- 許可取得までの流れは以下のとおりです。



- 沖縄県内保健所一覧

保 健 所 名	連絡先・住所	管 轄 市 町 村
北部保健所	0980-52-2636 名護市大仲 2-13-1	名護市、国頭村、大宜味村、東村、 今帰仁村、本部町、伊江村、伊平屋村、 伊是名村
中部保健所	098-938-9787 沖縄市美原 1-6-28	宜野湾市、沖縄市、うるま市、恩納村、 宜野座村、金武町、読谷村、嘉手納町、 北谷町、北中城村、中城村
南部保健所	098-889-6799 南風原町字宮平 212	浦添市、糸満市、豊見城市、南城市、 西原町、与那原町、南風原町、八重瀬町、 渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、 南大東村、北大東村、久米島町
宮古保健所	0980-72-3501 宮古島市平良字 東仲宗根 476	宮古島市、多良間村
八重山保健所	0980-82-3243 石垣市字真栄里 438	石垣市、竹富町、与那国町

※那覇市については、那覇市保健所（098-853-7963）にご相談ください。

① 事前相談

- **申請を開始する前に**営業施設の所在地を管轄する保健所（2ページ参照）**にご相談ください。**
- なお、相談にあたっては、**事前に日時を調整し、**
 - ・施設付近の地図
 - ・施設の図面などをお持ちください。

② 許可申請

- 許可申請にあたっては、以下の**書類の提出と手数料**が必要です。
 - ・許可申請書（第1号様式）
 - ・営業施設の構造設備の概要
 - ・客室の内訳
 - ・営業施設周辺 150mの見取り図
 - ・各階の平面図
 - ・消防法令適合通知書
 - ・建築物の検査済証の写し
 - ・沖縄県収入証紙 22,000円分

（農林漁業体験民宿業の場合）

 - ・農林漁村余暇活動に必要な役務の内容を記載した書類

（申請者が個人の場合）

 - ・免許証や住民票の写し等の身分証明書を窓口で掲示してください。

(申請者が法人の場合)

- ・ 原本証明のされた定款又は寄付行為の写し
- ・ 登記事項証明書の写し (原本照合を行いますので、窓口で原本を提示してください)

- 以下の場合には許可を得られないことがあります。

なお、申請施設が下記工に該当する可能性がある場合、保健所から関係機関へ照会を行うため、事務処理に時間がかかります。

ア 施設が構造設備基準を満たさないとき

イ 申請者が、次の1～3に当てはまる場合

- 1 旅館業法に違反、または旅館業法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない場合
- 2 旅館業法第8条の規定により許可を取り消され、取消の日から起算して3年を経過していない場合
- 3 申請者が法人であって、その業務を行う役員に1または2に該当する者がいる場合

ウ 施設の設置場所が公衆衛生上不適当であるとき

エ 施設の設置場所が以下の施設の敷地の周囲おおむね100mの区域内にあり、その設置によって清純な施設環境が著しく害されるおそれがある場合

- 1 学校 (幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、高等専門学校など)
- 2 幼保連携型認定こども園
- 3 児童福祉施設 (助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センターなど)
- 4 社会教育に関する施設 (公民館、図書館、都市公園、博物館など)

③ 施設検査

- 施設が構造設備基準(8ページ参照)に適合していることを確認するため、**保健所職員による立入検査を行います**。構造設備基準等を満たしていることが確認されるまでは、許可を得ることはできません。

④ 許可、営業開始

- 保健所の許可を得れば営業を始めることができます。
- 旅館業には宿泊拒否の制限があります。

旅館業営業者は以下に示す場合を除き、宿泊を拒んではいけません。

- 宿泊しようとする者が宿泊を通じて人から人に感染し重篤な症状を引き起こすおそれのある感染症にかかっていると明らかに認められるとき。
- 宿泊しようとする者がとばく、その他の違法行為又は風紀を乱す行為をするおそれがあると認められるとき。
- 宿泊施設に余裕がないとき。
- 宿泊しようとする者が、泥酔し、又は言動が著しく異常で他の宿泊者に迷惑をかけるおそれが認められるとき。
- 宿泊しようとする者が、身体又は衣服等が著しく不潔であるために、他の宿泊者に迷惑をかけるおそれがあると認められるとき。

3. その他制度に基づく手続等について

建築基準法について

- **使用予定の建物が所在する地域において旅館業の立地が禁止されている場合があります。**

また、**建築基準法の用途変更の建築確認の手続きが必要となる場合があります**。詳しくは、営業施設の所在地を管轄する各土木事務所の建築基準法担当窓口にご相談ください。

消防法について

- **周辺住民等の安全を確保するため、消防用設備等の設置、出火防止、避難、通報等の防火安全対策が必要**です。詳しくは、営業施設の所在地を管轄する消防機関にご相談ください。

賃貸契約、管理規約等について

- **トラブル防止の観点から、他社から建物を借り受けて営業を行う場合、旅館業に使用してよいか貸主や賃貸住宅の管理会社に確認を行ってください。**
また、**分譲マンションの場合、管理組合へ事前に相談を行ってください。**

4. 営業を開始してから必要なこと

衛生管理

- 営業にあたっては、**寝具の交換や浴室の清掃などの衛生管理を適切に行うことが義務づけられています**。衛生措置の基準（16 ページ参照）に従い、衛生管理を行ってください。

宿泊者名簿

- **宿泊者名簿を備え、宿泊者の氏名、住所、職業等を記載し、3年間保存することが義務づけられています**。

また、**宿泊者が日本に住所を有しない外国人の場合は、パスポートのコピーの保存が必要**です。

変更が生じたら

- 許可を受けた内容に変更が生じた場合、10 日以内に変更届出の提出が必要です。
- **変更の内容によっては新規許可申請が必要となります**ので、許可を受けた保健所へ確認してください。

営業を停止、もしくは廃止したら

- 営業の全部又は一部を停止もしくは廃止したときは、10 日以内に許可を受けた保健所へ営業停止・廃業届出を提出してください。

5. 構造設備の基準

旅館業法に基づく構造設備の概要

- 詳細な構造基準については次ページ以降を確認してください。

項目	ホテル	旅館	簡易宿所
客室等	10室以上	5室以上	
面積等	1室9㎡以上 (和室は7㎡以上)	7㎡以上 (洋室は9㎡以上)	客室延べ面積33㎡(定員10人未満は、3.3㎡×定員)以上
面接場所	玄関帳場、フロント等を有すること		玄関帳場、フロントを設けることが望ましい。
洋室の構造	<ul style="list-style-type: none"> ・ 寝具は洋式のものであること ・ 出入口及び窓は施錠できるものであること ・ 客室とほかの客室、客室と廊下等の境は壁で仕切ること 		
換気、照明	適当な換気、採光、照明及び排水の設備を有すること		
浴室	適当な数の洋式浴室又はシャワー室を有すること	適当な規模の浴室を有すること(近接して公衆浴場がある場合を除く)	
洗面設備	適当な規模の洗面設備を有すること		
便所	水洗式でかつ座便式のものがあり、共同用の場合は男女別に区分すること	適当な数の便所を有すること	
学校等への対応	設置場所からおおむね100m以内の場所は、射幸心をそそる遊技をさせる設備が見とおすことができないこと		
その他	施設の規模に応じた適当な暖房の設備があること		階層式寝台の上段と下段の間隔はおおむね1m以上であること

共同住宅等において建物の一部を宿泊施設として利用する場合、宿泊施設の区域は建物の同一階を最小単位とする、または壁・ドア等により他の区域と明確に区分する等宿泊者以外の者が容易に宿泊施設内に立ち入ることのない構造とすること。

ホテル営業・旅館営業・簡易宿所営業の施設に共通する構造設備基準

- 1 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。
- 2 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。
- 3 建物の位置は、高燥で排水の良好な場所であること。
- 4 客室は、次の要件を満たすものであること。
 - ① 調理場、便所、下水溝等から適当な距離を設け、臭気の及ばない構造であること。
 - ② 換気及び採光に必要な開口部は、自由に開閉できる窓又はそれに代わる構造設備であること。
 - ③ 客室は、天井を張り、天井の高さは、2.10メートル以上であること。
 - ④ 和式の構造設備による客室は、他の客室、廊下等との境を壁、板戸、ふすま等で区画し、他の客室を通じないで、出入りすることができる構造であること。
 - ⑤ 客室ごとに紙くず入れを備え付けること。
- 5 調理室は、次の要件を満たすものであること。
 - ① 換気、採光及び照明が十分であり、掃除に便利な構造であること。
 - ② 窓その他の開口部には、ねずみ、昆虫等を防ぐ構造設備があること。
- 6 浴室は、次の要件を満たすものであること。
 - ① 外部から見通せない構造であること。
 - ② 床は、コンクリート、タイル等不浸透性の材料で作られていること。
 - ③ 適当な大きさの脱衣室が、別に設けられていること。
 - ④ 水道水以外の水を原水、原湯、上がり用水又は上がり用湯として使用する場合には、当該水の水質を規則で定める基準に適合させるために必要な設備が設けられていること。
 - ⑤ 貯湯槽には、貯湯槽内の湯水全体の温度を、通常の使用状態において摂

氏60度以上に保ち、かつ、最大使用時においても摂氏55度以上に保つ能力を有する加温装置を設置すること。ただし、これにより難しい場合には、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内の湯水を消毒できる設備が備えられていること。

- ⑥ 原水及び原湯を送水するための配管は、ろ過器及び循環配管に接続せず、浴槽水面上部から浴槽に落とし込む構造であること。
- ⑦ ろ過器等を使用して浴槽水を循環させる場合には、次の構造設備の基準によること。
 - (ア) ろ過器は、1時間当たりで浴槽の容量以上のろ過能力を有したものであり、ろ過器のろ材は、十分な逆洗浄が行えるものであること。
 - (イ) ろ過器の前に集毛器を設置すること。
 - (ウ) 循環している浴槽水が浴槽の底部に近い部分で補給される措置が講じられていること。
 - (エ) 浴槽水の誤飲を防ぐための措置が講じられていること。
 - (オ) 浴槽水の消毒に用いる塩素系薬剤等の注入口又は投入口は、浴槽水がろ過器内に入る直前に設置されていること。
- ⑧ 回収槽の湯水を浴用に使用しない構造であること。ただし、これにより難しい場合には、回収槽は、地下埋設を避け、清掃が容易に行える位置又は構造になっているとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように、回収槽の水を消毒できる設備が備えられていること。
- ⑨ 浴槽に気泡発生装置等を設置する場合には、連日使用型循環浴槽水を使用する構造でないこと。
- ⑩ 打たせ湯及びシャワーは、循環している浴槽水を用いる構造でないこと。
- ⑪ 気泡発生装置等の空気取入口から土ぼこりが入らないような構造であること。
- ⑫ 内湯と露天風呂の間は、配管等を通じて、露天風呂の湯が内湯に混じることのない構造であること。

⑬ 汚水を停滞することなく、下水溝に排出できる構造設備であること。

「原湯」 → 浴槽内の湯水を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう

「原水」 → 原湯の原料に用いる水及び浴槽水の温度を調整する目的で浴槽水を再利用せずに浴槽に直接注入される水をいう

「上がり用湯」 → 洗い場又はシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水をいう

「浴槽水」 → 浴槽内の湯水をいう

7 共同用の洗面所には、適当な数の洗面容器を備えること。

8 便所は、次の要件を満たすものであること。

① 調理室と接続して設けられていないこと。

② 各階に共同用の便所を設けること。ただし、各客室に便所を設ける場合は、この限りでない。

③ 窓その他開口部には、そ族、昆虫等を防ぐ構造設備があること。

④ 流水式手洗い設備が設けられていること。

9 寝具類は、定員数以上を有すること。

ホテル営業の施設の構造設備基準

- 1 客室の数は、10室以上であること。
- 2 洋式の構造設備による客室は、次の要件を満たすものであること
 - ① 1客室の床面積は、9平方メートル以上であること。
 - ② 寝具は、洋式のものであること。
 - ③ 出入口及び窓は、かぎをかけることができるものであること。
 - ④ 出入口及び窓をのぞき、客室と他の客室、廊下などとの境は、壁作りであること。
- 3 和式の構造設備による客室の床面積は、それぞれ7平方メートル以上であること。
- 4 宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他これに類する設備を有すること。
- 5 宿泊者の需要を満たすことができる適当な数の洋式浴室又はシャワー室を有すること。
- 6 当該施設の規模に応じた適当な暖房の設備があること。
- 7 便所は、水洗式であり、かつ、座便式のものがあり、共同用のものにあつては、男子用及び女子用の区分があること。
- 8 当該施設の設置場所が学校等の敷地の周囲おおむね100メートルの区域内にある場合には、当該学校等から客室又は客にダンスもしくは射幸心をそそるおそれがある遊技をさせるホールその他の設備の内部を見とおすことを遮ることができる設備を有すること。
- 9 客の収容定員数に応じた適当な規模のいす及び卓子を有する食堂が設置されていること。
- 10 適当な規模の従業員室を設けること。

旅館営業の施設の構造設備基準

- 1 客室の数は、5室以上であること。
- 2 和式の構造設備による客室の床面積は、それぞれ7平方メートル以上であること。
- 3 洋式の構造設備による客室は、次の要件を満たすものであること
 - ① 1客室の床面積は、9平方メートル以上であること。
 - ② 寝具は、洋式のものであること。
 - ③ 出入り口及び窓は、かぎをかけることができるものであること。
 - ④ 出入り口及び窓をのぞき、客室と他の客室、廊下などとの境は、壁作りであること。
- 4 当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる規模の入浴設備を有すること。
- 5 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。
- 6 宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他これに類する設備を有すること。
- 7 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。
- 8 適当な数の便所を有すること。
- 9 当該施設の設置場所が学校などの敷地の周囲おおむね100メートルの区域内にある場合には、当該学校等から客室又は客にダンスもしくは射幸心をそそる遊技をさせるホールその他の設備の内部を見とおすことができる設備を有すること。
- 10 便所の便器の数は、大便器2個及び小便器1個以上を有すること。ただし、大便器で小便器を兼用できるときは、小便器を置かないことができる。

簡易宿所営業の施設の構造設備基準

- 1 客室の延床面積は33平方メートル以上であること。（宿泊者数が10人未満の場合には、3.3mに当該宿泊者の数を乗じて得た面積）
- 2 階層式寝台を有する場合には、上段と下段の間隔は、おおむね1メートル以上であること。
- 3 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。
- 4 当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる規模の入浴設備を有すること。
- 5 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。
- 6 適当な数の便所を有すること。
- 7 出入口には、客の履物を保管する設備を有すること。
- 8 客室には、更衣戸棚又はこれに相当するものが設けられていること。

下宿営業の施設の構造設備基準

- 1 適切な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。
- 2 当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる規模の入浴設備を有すること。
- 3 宿泊者の需要を満たすことができる適切な規模の洗面設備を有すること。
- 4 適切な数の便所を有すること。
- 5 1客室の床面積は、4.9平方メートル以上とすること。
- 6 和式の構造設備による客室は、他の客室、廊下等との境を壁、板戸、ふすま等で区画し、他の客室を通じないで、出入りすることができる構造であること。
- 7 各室に寝具類を格納できる設備を有すること。
- 8 適切な数の寝具を有すること。

6. 衛生措置の基準

衛生措置の基準

(1) 換気

換気口、窓その他の開口部は、努めて開放し、常に新鮮な外気の供給を行うこと。

(2) 採光及び照明

施設内は、適度な採光又は照度を有するものであること。

(3) 防湿

- ① 排水設備は、常に雨水及び汚水の排水に支障がないようにすること。
- ② 客室の床が木造であるときは、床下の通風を良好にすること。

(4) 清潔

- ① 客室、浴室、便所その他施設の内外は、毎日掃除すること。
- ② ねずみ及び昆虫類の発生防止及び駆除に努めること。
- ③ 感染症患者又はその疑いのある患者を宿泊させたときは、患者の使用した客室その他の場所及び物品は、適当な消毒を施した後でなければこれを使用しないこと。

(5) 寝具類

- ① 宿泊者が使用する寝具、座ぶとん等は、随時日光にさらす等適当な方法により湿気を除き、かつ、清潔にしておくこと。
- ② 宿泊者が使用する敷布その他白布、貸衣等は、使用ごとに洗濯して清潔なものを使用すること。

(6) 浴室及び脱衣室

- ① 浴室及び脱衣室は、換気及び採光をよくすること。
- ② 共同浴室には、適当数の洗面容器及び腰掛けを備えること。
- ③ 脱衣棚及び脱衣かごは、適宜消毒を施すこと。

- ④ 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第9項に規定する給水装置により供給される水（以下「水道水」という。）以外の水を使用する原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水並びに浴槽水は、規則で定める基準に適合するよう水質を管理すること。
- ⑤ 原湯を貯留する槽（以下「貯湯槽」という。）内の湯水全体の温度を、通常の使用状態において摂氏60度以上に保ち、かつ、最大使用時においても摂氏55度以上に保つこと。ただし、これにより難しい場合には、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内の湯水の消毒を行うこと。
- ⑥ 定期的に貯湯槽の生物膜の状況を監視し、生物膜の除去を行うための清掃及び消毒を行うこと。
- ⑦ 浴槽水（入浴者ごとに完全に換水する浴槽水を除く。）は、常に満杯状態に保ち、かつ、十分にろ過した湯水又は原湯及び原水を供給することにより溢水（いつすい）させ、清浄に保つこと。
- ⑧ 浴槽水は毎日、完全に換水すること。ただし、これにより難しい場合にあっては、1週間に1回以上完全に換水すること。
- ⑨ ろ過器を使用している場合にあっては、1週間に1回以上、ろ過器を十分に逆洗浄して汚れを排出するとともに、循環配管（湯水を浴槽とろ過器との間で循環させるための配管をいう。以下同じ。）について適切な消毒方法で生物膜を除去し、浴槽を清掃すること。
- ⑩ 浴槽水の消毒に当たっては、塩素系薬剤を使用し、浴槽水中の遊離残留塩素濃度を頻繁に測定して、通常1リットル中0.2ミリグラム以上を保ち、かつ、1リットル中1.0ミリグラムを超えないよう努めるとともに、当該測定結果を検査の日から3年間保管すること。ただし、原水若しくは原湯の性質その他の条件により塩素系薬剤が使用できない場合又は原水若しくは原湯の水素イオン濃度が高くこの基準を適用することが適当でない場合であつて、他の適切な衛生措置を行うことを条件として知事が認めたものについては、この限りでない。

- ⑪ 循環配管を設置している浴槽の浴槽水を、塩素系薬剤を使用して消毒する場合にあつては、塩素系薬剤は、ろ過器の直前に投入すること。
- ⑫ 消毒装置の維持管理を適切に行うこと。
- ⑬ 集毛器は、毎日清掃すること。
- ⑭ 洗い場の湯栓やシャワーに湯水を送る調整箱は、定期的に清掃を行うこと。
- ⑮ 水質検査は、毎日完全に換水している浴槽水にあつては1年に1回以上、塩素系薬剤を使用して消毒している連日使用型循環浴槽水（24時間以上完全換水しないで循環ろ過している浴槽水をいう。以下同じ。）にあつては1年に2回以上、塩素系薬剤を使用しないで消毒している連日使用型循環浴槽水にあつては1年に4回以上行い、その結果は、検査の日から3年間保管すること。
- ⑯ ⑮に規定する水質検査の結果、水質が④で規定する基準に適合しない場合には、その旨を知事に届け出ること。
- ⑰ 浴槽の縁からあふれた湯水を回収する槽（以下「回収槽」という。）の水を浴用に供しないこと。ただし、これにより難しい場合にあつては、回収槽の壁面の清掃及び消毒を頻繁に行うとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように、回収槽の水を塩素系薬剤で消毒すること。
- ⑱ 浴槽に気泡発生装置、ジェット噴射装置等微小な水粒を発生させる設備（以下「気泡発生装置等」という。）を設置する場合には、連日使用型循環浴槽水を使用しないこと。
- ⑲ 打たせ湯及びシャワーには、循環している浴槽水を使用しないこと。
- ⑳ 入浴者の見やすい場所に、入浴者が遵守しなければならない事項を掲示する等、入浴者に公衆衛生に害を及ぼすおそれのある行為をさせないように注意を呼びかけること。
- ㉑ 河川及び湖沼に排水する場合には、環境保全のための必要な処理を行うこと。

(7) 洗面所

- ① 洗面所には、飲用に適する湯又は水を十分に供給すること。
- ② 洗面容器は、常に清潔に保ち、洗面具は、消毒したものを提供すること。

(8) 便所

- ① 便所は、防臭剤を使用する等臭気の除去に努めること。
- ② 手洗い用として石けん又は消毒薬を常備すること。

(9) 客室の定員

- ① ホテル営業、旅館営業及び下宿営業にあつては、3平方メートルにつき1人とする。ただし、修学旅行等多数人の団体宿泊の場合であつて、公衆衛生上支障がないときは、この限りでない。
- ② 階層式寝台を有しない簡易宿所営業にあつては、1.6平方メートルにつき1人とする。

(10) 日常の管理

衛生管理のための自主管理手引書及び点検表を作成して、従業者に衛生管理について周知徹底させるとともに、営業者又は従業者のうちから日常の衛生管理に関する責任者を定めること。